

働き方改革アクションプラン

赤磐市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月
赤磐市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	4

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という。)の改正により、サービスを監督する教育委員会が業務量管理・健康確保措置実施計画を定めるものとされたことを踏まえ、赤磐市立小中学校で働く教職員の時間外在校等時間の削減、働きがいや働きやすさ等に関する目標や計画を定めました。

赤磐市教育振興基本計画の掲げる基本理念「多様な学びで未来を創る赤磐の教育」の実現には、教職員が職務に専念し、専門性を最大限に発揮できる環境が不可欠です。本計画は、学校や地域に「時間やエネルギーは限られている」という認識を広く周知することで、未来を担う子どもたちが「学校に行くのが楽しい」と感じられる多様で豊かな教育に教職員がじっくり向き合うことができるようにすることをめざします。

なお、赤磐市立幼稚園については、この趣旨を生かして取り組むこととします。

(2) 本市の現状

赤磐市立小中学校の教職員の時間外在校等時間は、令和6年度の平均で月35時間となっており、令和2～6年度にかけて月45時間を超えるのは小学校で30%、中学校で20%減りましたが、令和6年度に小学校で26%、中学校で40%が月45時間を超え、特に教頭の平均は57時間です。同じく年360時間を超えるのは、小・中学校とも15%減りましたが、令和6年度に小学校で55%、中学校で66%が年360時間を超え、特に教頭の平均は682時間と、依然として長時間労働は大きな課題です。

時間外在校 等時間	R2		R6	
	小	中	小	中
月 80 h 以上	1 人	16 人	3 人	4 人
月 45 h 以上	57.3%	60.9%	26.3%	39.7%
年 360 h 以上	70.0%	81.4%	55.0%	65.9%

また、令和6年に年次休暇を10日以上取得できた教職員は、小学校60%、中学校50%、5日未満が10%となっており、「学校に行くのが楽しい」児童生徒は概ね80%台です。

2. 目 標

○本計画において達成をめざす目標は次のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・すべての教職員の時間外在校等時間を月あたり45時間以下にする。
★令和8年度中に年平均80時間以上の教職員をなくす。
- ・すべての教職員の時間外在校等時間を年あたり360時間以下にする。

(2) 働きがいや働きやすさ等に関する目標

- ・すべての教職員の休暇取得を10日(付与日数の半分)以上にする。
- ・「学校に行くのが楽しい」子どもを90%以上にする。

3. 計画の期間

本市の教育振興基本計画が、令和7~10年度としていることから、令和8~10年度までとし、当該年度の重点に★印をつけて優先順位をつけて着実に取組を前に進めます。また、毎年、取組の成果と課題を検証し、必要に応じて計画を見直します。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

業務は「誰が担うか」だけでは押し付け合いになります。本市では、「業務の平準化(による一人で担う量の削減)」、「教育課程のスリム化(による余白の創造)」、「校務DX(による効率化)」、「(学校の当たり前を見直す)学校・地域の意識改革」の4観点で、次の内容に重点的に取り組みます。

※末尾の【 】は、R7.9.26「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について(通知)」の別添4に示された「学校と教師の業務3分類」の関連する番号。

※冒頭の《 》は、主として取り組む機関 《行》行政機関 《学》学校

(1) 業務の平準化(による一人で担う量の削減)

★《行》学校徴収金の公会計化【3】

《行》市費の非常勤・支援員(含む管理業務)等の最適化【6~7】【14~18】【19】

《行》市から学校に依頼する調査・募集等の精選(チラシのデータ直送)

★《行》学校から市教委への諸届の公印廃止

《学》チーム担任制・教科担任制の拡充

《学》小学校一斉下校(学童保育への引渡し)の簡素化【1】

(2) 校務DXの推進(による効率化)

- ★《行》出退勤や休暇等の諸帳簿のデジタル化
- ★《行》教頭・教務・研究主任等の全校共有フォルダの設置
 - 《行》会議等のペーパーレス、オンラインの拡充
 - 《行》ICT支援員の拡充（ネットワークやタブレットの管理）【7~8】
 - 《学》保護者連絡アプリやデジタル採点アプリの導入

（3）教育課程のスリム化（による余白の創造）

- ★《行》時間外勤務を前提としない登下校時刻の見直し
- ★《行》市内一斉の定時退校日
 - 《行》部活動の独自ガイドライン（週3日 16:45/兼業ルール）の策定【13】
 - 《行》教職員の地域クラブ指導に係る兼職兼業の明確化
 - 《学》日課表（掃除回数の削減・5限止の拡充）の見直し【12】
 - 《学》学校行事の回数・指導時数等のスリム化

（4）学校・地域の意識改革（学校の当たり前を見直す）

- ★《行》夏・冬休みの連続7日間の学校閉庁
 - 《行》持ち帰り業務の実態把握
 - 《行》学校問題相談窓口の設置【5】
 - 《行》PTAの適正化（ガイドラインの作成）
- ★《学》来校・留守電（16:45~8:15）の徹底 *欠席連絡は連絡アプリ
 - 《学》計画的な休暇取得（月予定表に休暇を明示）

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・登下校や放課後から夜間における見回りについては、保護者・地域に委ねることとし、学校による見回りは原則行わないことを、ホームページや広報誌などで説明し、関係者に理解と協力を求めます。【1~2】
- ・時間外在校等時間が月80時間を超えたり、ストレスチェックで高ストレスが認められたりした教職員には、保健管理医等の面接などを行います。
- ・利用可能な既存調査等を活用して目標の達成状況を把握するとともに、ス

クールアドバイザーなど事務局職員によるヒアリングや啓発資料の作成、課題のある学校や教職員に対する個別指導など、伴走支援を強化します。

- ・取組を着実に進めるため、毎年、計画の成果を検証し必要に応じて修正するとともに、市のホームページ等で公表し総合教育会議で報告します。
- ・各学校は、校長のリーダーシップのもと、学校運営協議会の協議等も踏まえ、本計画を学校経営計画や学校評価に適切に位置付けることにより、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、文科省の「業務の3分類」や本市の業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。